

鋼船規則

規則

I 編 極海航行船, 極地氷海船及び耐氷船

2022 年 第 2 回 一部改正

2022 年 12 月 27 日 規則 第 83 号

2022 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2022 年 12 月 26 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2022年12月27日 規則 第83号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

I 編 極海航行船，極地氷海船及び耐氷船

附属書 1 極地氷海船の材料，構造，艤装及び機関の特別要件

2 章 材料及び溶接

2.1 材料

2.1.2 材料区分

表 2.1.2-3.の備考を次のように改める。

表 2.1.2-3. 船の長さが 250 m 以上の船舶における最低鋼種

構造部材の分類	材料区分及び鋼種
強力甲板の舷側厚板 ⁽¹⁾	中央部 0.4L 間は E/EH ⁽²⁾
強力甲板の梁上側板 ⁽¹⁾	中央部 0.4L 間は E/EH ⁽²⁾
ビルジ外板 ⁽¹⁾	中央部 0.4L 間は D/DH ⁽³⁾

(備考)

- (1) 船の中央部 0.4L 間において上記の表に示す D/DH 級又は E/EH 級が要求される鋼材の一条の幅はであって、船の中央部 0.4L 間にあるものは、船舶の設計の形状による制限がない場合、その幅を $800+5L$ (mm) 以上とすること。ただし、1,800 mm を超える必要はない。
- (2) E は材料記号 KE, EH は材料記号 KE32, KE36 及び KE40 を示す。
- (3) D は材料記号 KD, DH は材料記号 KD32, KD36 及び KD40 を示す。

附 則

1. この規則は、2022年12月27日から施行する。